

調 停 報 告

○民事調停事件に係る調停案の受諾について
・財政の健全化判断比率について

学校用地内に介在する私有地の売買代金の確定について申し立てた民事調停を成立させるため調停案の受諾について議会の議決を求めるために提案されたこの議案について原案のとおり可決しました。

議会議事案件

○広域行政調査特別委員会設置に関する決議

近隣市町との広域行政に関する諸課題について調査研究を行うことについて決議することについて可決しました。

○議会改革等推進特別委員会設置に関する決議

議会の公正性・透明性を確保し町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、議会改革等を推進するため、調査研究するため決議することについて可決しました。



ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書

南海トラフの巨大地震や首都直下型地震の被害想定においては、死傷者や建物被害がこれまでの想定や東日本大震災を大きく上回る非常に厳しいものとなっている。一方、住民の避難意識啓発や建物の耐震性の強化等の防災対策による被害軽減も推計されており、地方自治体は、可能な限り被害を最小限に抑止する、防災・減災対策を早急に進めていく必要がある。

そのような中、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、先の国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用するホテル・旅館等の建築物で、床面積5,000平方メートル以上の大規模なもの及び地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物などについては、建築物の耐震診断の実施及びその結果を平成27年末までに所管行政庁に報告することが義務付けられる。

我が国の経済は緩やかに持ち直しつつあるが、温泉地の観光産業、特にその中核を担っているホテル・旅館等の経営環境は、なお厳しい状況が続いており、診断結果による建築物の耐震化には多額の費用を要するため、重点的な支援が必要である。

よって、国（神奈川県）は、ホテル・旅館等の建築物の耐震化を迅速かつ円滑に推進するため、必要な財政支援措置を大幅に強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月3日

箱根町議会議長 折橋尚道

(意見書の提出先)

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、神奈川県知事